

開 議

○平 進介議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員は、ございません。

なお、15番、蒲生光男議員からは、遅刻する旨の申し出があります。

よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、近藤智規総務課長並びに梅津義徳福祉あんしん課長から、本日の会議を欠席させてほしい旨の届け出があり、渋谷和志危機管理主幹並びに横山ちはる福祉あんしん課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の会議は、配付しております議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に関する質問

○平 進介議長 日程第1、市政一般に関する質問を行います。

なお、質問の時間は、答弁を含めて60分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは順次、ご指名いたします。

浅野敏明議員の質問

○平 進介議長 順位1番、議席番号7番、浅野敏明議員。

(7番浅野敏明議員登壇)

○7番 浅野敏明議員 おはようございます。

12月定例会一般質問初日の1番目、共創長井の浅野敏明でございます。

1番目の質問は、大規模災害への対応と環境対策についてご質問します。これまでも12月議会の一般質問では、防災や災害対応について質問をさせていただきましたが、今定例会でも質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

台風19号による長井市の災害対応については、この後の一般質問でも取り上げられていますので、他議員の皆様の質問に委ねまして、このたびの質問では、今後予想される大規模災害への対策についてご質問をしたいと思います。

昨年大阪北部地震、北海道胆振東部地震や西日本豪雨などの大規模災害が相次いだ年でありましたが、ことしは昨年を上回る大規模災害が発生しました。災害で亡くなられた方には、ご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

災害は、かつて忘れたころにやってくると言われていましたが、昨年は忘れないうちにやってくるとの表現を使わせていただきましたが、ことしの災害は忘れる間もなく災害が襲ってくると言っても過言ではないかと思います。

2019年9月5日に発生した台風15号は、9日に千葉県に上陸し、千葉県を中心に7都県で最大93万件の停電が発生し、2週間も続いた地域もありました。また、風速50メートルを超える強風により、住宅、家屋の損壊が千葉県を中心に一部損壊を含め5万7,000件を超えて、現在も自宅に住めない家屋や屋根をブルーシートで覆って住んでいる家屋も多数あります。上水道の断水は最大で12万戸で発生し、千葉県では送水ポンプが停電で使えず、25日間断水が続いた地域もありました。

2019年10月6日に発生した台風19号は、発達

しながら大型で猛烈な勢力に発達し、10月12日に伊豆半島に上陸、関東地方を縦断しました。大量の水蒸気を含んだ状態で上陸したため、東海地方から東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨や暴風雨、高潮となり、多くの河川が氾濫しました。堤防の決壊は、千曲川や阿武隈川など100カ所を超え、多くの河川で溢水による被害も発生しました。

台風19号による死者、行方不明は96人、負傷者は437人、住宅被害では全半壊約3万4,000棟、床上浸水約3万4,000棟、床下浸水約3万5,000棟など未曾有の大規模災害となりました。

さらに、10月25日は、本州の南岸沿いを低気圧が進み、加えて台風21号が東北の東を北上し、台風周辺の暖かく湿った空気が大量に流れ込み、関東や東北、太平洋側に活発な雨雲がかかり、台風15号や19号で被災した地域の千葉県や福島県で記録的な大雨となり、死者、行方不明者12人、床上・床下浸水505戸、全半壊や崖崩れなどで住宅被害も発生しました。

このように2カ月足らずで台風による大規模災害が相次いで発生したのは過去に例がありません。二重三重の被害を受けた家屋や農地、工場や事務所もあります。東日本大震災から復興した農地や施設、住宅にも容赦なく大雨や強風で二重三重に被災した方も多くおられます。

これまでの災害を教訓にしても、想定を超える豪雨や突風などの自然災害は年々巨大化しており、新たな災害日本の時代に突入した感が否めません。

台風19号に伴う大雨で、山形県内では、高島町や川西町などにおいて、河川の氾濫、住宅や農地の浸水などの被害がありました。

長井市では、小出観測所で一時12.6メートルを超え、避難勧告を発令するなど災害対応に苦慮されたことと思いますが、多くの被災地と比較して小規模の被害でおさまったことは、長井市にとって一安心というところではないでしょ

うか。

このたびの災害を振り返り、いつ発生するかわからない大規模災害への教訓としなければならないと思いますが、災害対策本部の運営や災害対策の対応の課題について総務課長にお尋ねします。

昨年質問でも取り上げましたが、防災情報のかなめであるハザードマップの作成、配布についてどのようなスケジュールになっているのか、総務課長にお尋ねします。

昨年9月に発生した北海道胆振東部地震においては、道内ほぼ全域で停電したブラックアウトや、台風15号による影響で千葉県の一部では長期間の停電により、水道の供給も長期間にわたって断水しました。

長井市の場合、各施設には非常用自家発電設備があると思いますが、台風19号のような大雨による河川氾濫が発生した場合における水道の供給の対策について上下水道課長にお尋ねします。

台風19号による大雨で、広範囲にわたって決壊や越水が発生した現状を見ますと、堤防だけでは河川氾濫を食い止められないことがわかったのではないかと思います。長野県千曲川においては、堤防の強化を行いました。越水により決壊が発生しました。また、福島県阿武隈川や茨城県那珂川などで決壊し、また大きな河川が越水しなくとも、バックウォーターによる支川での氾濫、合流点における越水や決壊が発生して、多くの家屋が浸水し、亡くなられた方も多数おりました。

このようにハードだけでは住民の生命や財産を守ることに限界があり、自分の命は自分で守る意識と地域に応じた災害対策が必要だと強く感じたところです。もちろんハード整備は今後とも必要不可欠ですが、あわせてソフトの部分の対応の強化が必要だと思います。

災害対応では、自治体職員の対応が必要にな

りますが、全て災害対応を賄うには限界があり、地域の自主防災組織との連携が不可欠だと思います。長井市の自主防災組織率は100%近くになってると思いますが、組織化率100%にするのは手段であって目的ではないはずで、災害における共助の役割として、防災や大きな災害を減災に結びつけるため、自主防災組織と行政が連携した取り組みが必要だと思います。

災害対応として、避難勧告や避難指示における情報伝達や避難の呼びかけを連携して行うことなど、避難所の設営に当たっても、季節ごとの必要な用具の準備、設営や情報の伝達など、自主防災組織との連携が必要だと思いますが、総務課長のお考えをお尋ねします。

また、自主防災組織を中心に避難所ごとの避難訓練も必要だと思いますが、あわせてお尋ねいたします。

このたびの台風19号の大雨による河川氾濫は、流域型洪水とも言われています。大雨になった地域から遠く離れたところでも、時間差で河川が氾濫して、逃げおくれで亡くなった方が多くありました。雨がやんだ後、家に帰って被害に遭われた方や避難勧告が出ないまま、バックウオーターにより被災された方も多くありました。情報の発信の内容や発信方法も課題ではないかと思います。

小出観測所の水位だけの情報で避難勧告、避難指示だけでなく、広範囲の災害状況の情報や内水の情報などを発信すべきだと思います。自分の命は自分で守るため、自主避難を促す上で、情報を伝達する方法も今後の課題だと思います。

台風19号では、最上川の水位が上昇し、氾濫危険水位に達し、各支川の樋門や樋管のゲートが閉鎖されましたが、長井市内にはほとんど降雨がなかったこともあり、大きな被害は発生しませんでした。一部内水被害やゲート操作のおくれなどで住宅浸水2棟、堤内地における農地の浸水被害も数カ所ありました。

しかし、このたびの最上川の水位の状況に加えて、堤内地にも大雨があったときは、間違いなく内水被害が発生し、家屋や農地などに大きな被害が発生したのではないかと思います。

いつ起こるかわからない災害の対応として、これまでも排水ポンプ車の配備の必要性とともに、長井市への配備を国交省に要望すべきだとただしましたが、国交省としては、県内に4台ある排水ポンプ車を被災地に投入して対応するとのスタンスでした。

台風19号による大雨が広範囲にわたり、被災地がある中で配置できるのは排水ポンプ車の基地周辺だけで、他の地域への移動は困難ではないかと思います。地域の被害は地域で守ることを原則に考える必要があり、排水ポンプ車の導入を真剣に検討すべきではないでしょうか。

県内の自治体では、天童市や庄内町で購入されていますが、1台約5,000万円することもあり、他自治体ではなかなか購入に踏み切れないのではないかと思います。排水ポンプ車の購入に当たり、緊急防災・減災事業債などで購入ができないでしょうか。対象にならない場合であっても、一昨年にも提案しましたが、ロータリー除雪機のアタッチメントとして排水ポンプ装置を取りつけることにより、排水ポンプ車並みの機能を有します。

除雪車は、降雪時には必要としますが、それ以外の季節は全く稼働しませんので、無駄にはならないと思います。排水ポンプ車の購入と比較すれば、数百万円で排水ポンプ装置を購入できるのではないかと思います。内水被害対策のかなめとして、排水ポンプ車などの配備について検討すべきだと思いますが、市長の見解をお尋ねします。

このたびの台風19号は、スーパー台風並みの猛烈な勢力に成長し、東日本の各地で河川氾濫を引き起こしました。大型台風になった要因として、海水温度が高く、エネルギーとなる水蒸

気が大量に供給されたため、専門家は温暖化の影響を指摘し、温暖化がとまらなければ今後スーパー台風や豪雨の確率がふえると警鐘を鳴らし、温室効果ガスの排出を減らす必要性を訴えています。

地球温暖化対策として、9月23日に国連気候行動サミットが開催されました。温暖化対策の国際的枠組み、パリ協定の目標達成に向けて、77カ国が2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることとしました。しかし、パリ協定後も温室効果ガスの排出増加に歯どめがかかっていないようで、2018年の二酸化炭素の排出量は過去最多を記録し、平均気温も史上最高となるようです。

欧米を中心に若者の間で政府に温暖化対策を求める運動が活発化している中、環境活動家グレタ・トゥンベリ氏16歳は、気候行動サミットで「あなたたちは、私たちの期待に答えていない」と涙ながらに訴えました。

まず、一人一人がリデュース、無駄なごみを減らすなど、できるところから取り組み、また各市町村は、可能な限り二酸化炭素の排出量をなくす努力が大規模災害を食いとめることに結びつくのではないかと思います。

新市庁舎の建設は既に着手して、順調に進捗しているかと思いますが、二酸化炭素を抑制する環境対策としてどのように反映されているのか、公共施設整備課長にお尋ねします。

また、災害対応として非常用自家発電設備が設置になると思いますが、長期間電気の供給が停止された場合、市役所機能を維持するのに何日分を想定しているのか、あわせてお尋ねします。

また、ソーラーパネルの発電量と蓄電池の容量についても公共施設整備課長にお尋ねいたします。

また、指定避難所17カ所における停電時の電気の供給について、中には非常用自家発電設備

のある施設もあるのではないかと思います、災害時に停電が発生した場合の指定避難所の設営について総務課長にお尋ねいたします。

災害における停電対策については、今後の大きな課題ではないかと思います。停電時の電気供給と二酸化炭素排出抑制を兼ねた施策として、今後市で購入する乗用車は電気自動車（EV車）にすべきではないかと思います。

EV車は、走行時にはCO₂は排出ゼロであり、蓄電池としての容量も現時点では最高クラスであると思います。災害時における停電の対策として、避難所の電源や公共施設の電源としての活用も可能になります。地球温暖化対策と災害時の停電対策としてEV車導入について市長の見解をお伺いいたします。

1番目の質問の最後に、二酸化炭素排出とは直接かかわりはありませんが、健康増進法の一部を改正する法律が平成30年7月に制定され、令和元年7月から一部施行となり、令和2年4月から全面施行されます。

山形県では、平成30年12月に山形県受動喫煙防止条例を制定し、全県挙げて受動喫煙防止対策を推進しており、令和元年7月1日から県の公共施設は原則敷地内禁煙とされました。長井市の公共施設における受動喫煙防止対策及び新市庁舎における受動喫煙防止対策の対応について副市長にお伺いいたします。

2番目の質問は、市営住宅の課題についてご質問します。

市営住宅については、公営住宅法で規定されている制度で、法第1条、目的では、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸しすることにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

建設課の資料を見ますと、長井市営住宅の管理戸数は、7団地7棟188戸で、10月末現在で

136戸に入居されているようです。入居できる対象者は、低所得者と規定されています。市営住宅における入居者の資格については、長井市営住宅管理条例（以下「条例」とします。）第6条で規定されていますが、具体的にどのような方が入居できるのか、建設課長にお尋ねします。

住宅にあきが生じたときは、公募により入居申し込みを受け付けていますが、複数の方が申し込みされた場合の入居者の選考はどのようにされているのか、建設課長にお尋ねします。

また、これまでの複数の申し込みがあったときの選考では、主にどのような方が入居されているのか、あわせてお尋ねいたします。

入居者の家賃は、条例第14条の規定で市長が定めるとされており、条例第15条で家賃の減免、または徴収猶予の規定がありますが、具体的な家賃の額と、これまでどのような方が家賃の減免や徴収猶予の対象になっているのか、建設課長にお尋ねいたします。

市営住宅の入居者は、災害時など特殊な場合を除き、住宅に困窮する低所得者の住宅として今後とも維持しなければなりません。今後とも計画的な維持補修と入居者の安全で良好な居住環境の確保を図るとともに、それぞれの入居者の事情に寄り添った対応も必要だと思えます。

市営住宅の中には、耐用年数を経過し、老朽化が著しい住宅については、防犯、安全上の面から入居者の退居後に解体するため、政策空家として指定されています。政策空家の管理戸数は現在4団地、64戸ありますが、建築年度と政策空家指定後の年数、入居戸数及びどのような方が入居されているのか、建設課長にお尋ねします。

あわせて、これまで政策空家により退居された住宅で解体された団地と解体後の跡地利用についてお尋ねいたします。

中には、政策空家に指定してから20年以上経

過している団地もあるようです。平成25年策定の長井市営住宅等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」といたします。）を見ますと、今後10年間の用途廃止計画とされていますが、いずれも老朽化が著しく、地震による倒壊のおそれやトイレ、水回りにおいても限界に来ているのではないかと思います。政策空家をずるずると長引かせないで、政策的に退居を促し、解体する方向で具体的な検討をすべきではないかと思います。

入居中の方には、他の市営住宅に入居していただき、家賃については5年ぐらいの経過措置により、現在の家賃から適正な家賃にすることで入居者の理解を得て、政策空家を解消すべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

長寿命化計画については、老朽化が進んでいる市営住宅の更新時期を迎えることから、対症療法型の維持管理から予防・保全型の維持管理へ転換することにより市営住宅の長寿命化を図り、事業コストを計画的に縮減していくことを目的として策定されました。

長寿命化計画に基づき、平成26年度に耐震診断を行い、それに基づいて、平成27年度から改修事業に着手しているようですが、これまでの実績と今後の改修計画について建設課長にお尋ねいたします。

市営住宅の管理は、建設課直営で行われていますが、地方自治法の改正により指定管理者制度による管理が可能になりました。メリットとして、管理業務の事務量の減少が見込まれ、職員の負担軽減が図られるほか、ほかの管理業者へ委託することができればスケールメリットが生じるとともに、民間住宅への移転なども円滑に進めることができるのではないかと思います。指定管理者制度導入について市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

○平 進介議長 ここで、15番、蒲生光男議員が出席しておりますので、お知らせいたします。

内谷重治市長。

○内谷重治市長 おはようございます。

浅野議員から大きく2点ご質問、ご提言をいただいております。浅野議員からは、あらかじめ担当の課長等々に入念な聞き取り調査等々いただきまして、大変多くのご提言などをいただいております。時間がないので、簡潔にお答え申し上げたいと思います。

まず最初に、大規模災害への対応と環境対策についてということでございますけれども、議員からありましたように、もう地震については阪神・淡路大震災以降、大分地殻活動が活発化していると。また、私どもで感じてるところですと、平成25年、26年の長井市、白鷹町、南陽市の集中豪雨があったわけでございますが、あのときあたりから明らかに台風等々の影響で、特に集中豪雨などの雨の降り方が大きく変わってきたというふうに認識しているところでございます。

これは後ほど総務課長がお答え申し上げますが、いわゆる災害対応への課題というところでございますけれども、やはりハードにつきましては、これは国のほうも今回、今後の補正で防災関係あるいは今回の災害対応関係で多くの予算を割いていくというようなことも発表されましたけれども、ハードについては、幸いなことに長井ダムの完成以降、平成23年あたりから無堤地帯が長井市の場合には大きく4カ所ございました。

まず、最上川右岸の日の出町、それから東五十川地域、この2カ所の無堤地帯を解消いただきました。さらには、これは伊佐沢ですが、やはり最上川右岸の下伊佐沢の築堤、そして最後は、最上川の支流の置賜白川のいわゆる国の直轄部分約2キロにわたりまして築堤いただきま

して、無堤地帯はなくなったと。さらに、かわまちづくりの事業の一環といたしまして、館町、東町、屋城町等々の中心市街地に隣接した築堤の強化を、いわゆる15%勾配から30%勾配にさせていただいたということで、ハードは、そういう意味ではこの置賜では一番強固なものになってると思っております。

したがいまして、これからは、議員ご指摘のとおり、いわゆるソフトの対応をどうするかというふうに思っているところでございます。こちらについては、羽越水害以降53年目でございますが、やはり平成21年に大きく見直したんですが、その前は羽越水害以降大きな水害等がなかったということから、正直なところ全く整備されてないような状況だったと思っておりますが、まだまだ不十分な点が多々ありまして、それについては順次お答えさせていただきたいと思っておりますが、私のほうからは、まず1点目は、排水ポンプ車などの配備についてのお尋ねがございまして、ご提案がございまして、お答え申し上げます。

これは、浅野議員おっしゃいますとおり、県内で排水ポンプ車を整備してる自治体は天童市で平成25年度に、あと庄内町では平成24年度に購入しておりますが、購入費用も高額で、タイプにもよりますが、私どもで検討してるのは、やっぱり5,000万円程度では話にならないと。やっぱり1億円以上かかるということで、これはかなり高額なもんですから、果たして購入した効果がどれだけあるのかというのが、やっぱり大きな費用対効果の部分でさらにこれは検証しないとイケないと思っております。

内水被害対策として排水ポンプ車を機動的に運転することにより、被害の防止、軽減を図ることは重要でございますけれども、例えば今回のような最上川の水位が上がった場合、今回も東町、館町北で、なかなか最上川の水位が高いので、内水はそんなに降らなくて幸いだったん

ですが、ちょっと一部たまったところ、排水、いわゆる樋門を閉めざるを得ませんので、逆流しますから。そうすると、たまってしまうました。それらの排水について、ご提言の排水ポンプ車というのは活用といいますか、活躍するはずなんです、ただ、今回のように雨がどんどん降ってるときに、内水がたまっただけで排水はできないんですね。

ご存じだと思うんですが、排水ポンプ車というのは、大体終わったと、水が引いた後に、いわゆる内水のところの排水で活用してるというのが実態で、例えば堤防の上に大型の排水ポンプ車を置かなきゃいけないわけですね。非常に危険だということで、これ実際に使われておりません。ですから、今回も山形河川国道事務所ですべての4台、南陽市のほうに全部配置されたと聞いてますが、やっぱりこれある程度水が引いてないからじゃないと、雨がどんどん降ってるときに、増水でどんどん水位が上がってるときに内水を本流に入れるということは実際はできないということでございますので、そういったことを考えながら検討してまいりたいというふうに思います。

あともう一つご提言のロータリー除雪機のアタッチメント、これ大変いいご助言なんです、これも安価で、大体1,500万円程度というふうに私ども調べてるんですが、現在そのアタッチメントをつくってる会社と私どもの除雪車といえますか、ロータリー除雪機のアタッチメントというのは同じメーカーじゃないと使えないということで、実はこのメーカーのものの機種がないんですね。あるいは市内の建設会社の中にはあるかもしれませんが、基本的にはちょっとイレギュラーなメーカーだというふうに聞いております。したがって、今後どうするかについては、いろいろ検討してまいりたいというふうに思っております。

2点目が頻繁に発生している大規模災害の対

応と地球温暖化などの環境対策として、いわゆるこれから導入する市の公用車についてはEV車を導入してはどうかというふうなご提言でございます。全くそのとおりでございます。

ただし、やっぱり金額的には、車種にもよりますが、最低で300万円から500万円はかかるということで、今、長井市の公用車というのは数多くあるわけですが、多くはやはり排気量の小さい軽から、あるいはせいぜい安価な車種でやっておりますので、今後車種を入れかえるときには、何かこれはEV車にかえていかなきゃいけないというふうに思っています。

避難所で使う場合でございますが、基本的には避難所にはほぼ全て発電機を配備しております。EV車で使うといった場合、補完になるということです。むしろ私どもでは、これから進めなきゃいけないのは、市民の皆様にもぜひこれはいいなと思ってるのは、安価で汎用性のある、いわゆるプロパンガスの発電機というのが開発されておまして、二、三十万円ぐらいで、音も静かで、家庭用にはプロパンガスを大体皆さんあるはずですから、それで対応できるということで、そういったことなども検討していきたいというふうに思っております。

したがって、EV車は今後進めていきたいとは思いますが、避難所の電気、電量ということでは、基本的には別建てで考えておりますので、今後補完するという形で順次考えてまいりたいと思います。

つきましては、大きな2点目の市営住宅の課題ということでございます。

これは浅野議員からは、いわゆる長井市の市営住宅の今後の対応等々についてのご提言などもいろいろいただきましたけれども、その中で、私からは政策空家について、これは解消すべきじゃないかというご提言でございます。

現在のところ政策空家につきましては、清水と下川原、そして成田ですか、3カ所あるわけ

でございますが、まだ戸数が全部含めて20件弱あるんですね。そのうち清水町のほうは2世帯しかございませんので、この辺などはやはり解消すべきかなと思っておりますが、残りの2カ所のいわゆる政策空家として指定しているところは、まだ8世帯とか9世帯ございますので、そうしますと、そういった方々に転居をお願いして、新たなところに移っていただくと。家賃もやっぱり差がありますので、その辺の補償とか等々ございますので、この辺のところは、まずは清水町のほうの団地についてどうするか、早急に検討してまいりたいと考えております。

政策空家の多くは昭和40年代に建設されておりました、40年、50年近く建っているところが多いので、今後も安全安心な住宅を供給していくことをやはり長井市の責任の一つと考えまして、空き家の解消に向けた具体的な方針を今後検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、市営住宅の指定管理者制度の導入についてのご提言でございます。

浅野議員のご指摘のとおり、県が所有する県営住宅におきましては、既に指定管理者制度を導入いたしまして、民間企業において住宅の管理を行っております。県の県営住宅指定管理者募集要項によりますと、指定管理者が行う業務としては、入居者の募集及び入退居の手續、入居者の管理、住宅使用料の収納、施設の維持管理など、ほとんど現在我々が直営でやっている部分を指定管理先で扱っていただけるということですので、県のほうでは大規模修繕や最終的な決裁や決定を行うことで責任を分担してらるようでございますが、長井市でも、いろいろなことが検討できるんじゃないかなというふうには思います。

指定管理者制度の導入によりまして、さまざまな事務量の減少と、その担当の長井市の人件費部分が削減できるということですが、長井市の場合は主任1人、あと副主任ということで大

体2名体制でやっておりますが、実際年間にかかる人件費部分というのは1人分しかかっておりません。それ以外のいろんな業務もしていただいておりますので、指定管理というのは必ずしも費用対効果ではないんですけども、そういった部分も考えますと、長井市の市営住宅の管理戸数が188戸でございます。県営住宅の場合は3,275戸ありまして、やっぱり17倍の戸数が県ではあると。

したがいまして、188世帯分のアパート、市営住宅を指定管理でやって、果たしていい効果が出るのかと、経費部分だけでなく、そういったことも検討していかなきゃいけないというふうに思っております。市町村でやっているところはまだございませんので、長井市の今後の市営住宅の方向性をどう考えるかと、どう方針を定めていくかということになりますので、それらも懸案しながら、いろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

○平 進介議長 遠藤健司副市長。

○遠藤健司副市長 お答え申し上げます。

受動喫煙防止対策、議員のご質問にもありましたとおり、望まない受動喫煙を防止する改正健康増進法が施行されました。ここでは、国民が集まる場所を大きく第1種施設、第2種施設というふうに分類しております。

このうち第1種施設については、学校、病院、児童福祉施設、事務の執行を主とする行政庁舎です。長井市所有の中では、市役所本庁舎、教育庁舎、水道事業所、各小中学校、はなぞの保育園、各児童センターが分類されます。これらについては敷地内禁煙とされております。ただし、管理権限者が必要と認めた場合には、望まない受動喫煙がないように配慮した上で、特定屋外喫煙場所を設けることができるとされております。

一方、第2種施設については、第1種施設以外の施設になります。これは原則屋内禁煙とな

っております。管理権限者が必要と認めた場合には、国が別に定める技術基準に適合する喫煙専用室を設けることができます。市有施設の中では、川のみなと長井、生涯学習プラザ、市民文化会館、図書館、文教の杜ながい、古代の丘資料館、縄文そばの館、各コミュニティセンターなどがこれに当たります。

長井市の公共施設における受動喫煙防止対策でございますが、敷地内禁煙と規定されている第1種施設のうち、市役所、教育庁舎、水道事業所においては、受動喫煙の防止に配慮した形での特定屋外喫煙場所を設けております。これ以外の第1種施設につきましては、完全に敷地内禁煙となっております。

次に、原則屋内禁煙と規定されている第2種施設でございますが、保健センターも第2種ではございますが、敷地内禁煙としております。また、川のみなと長井には屋外に喫煙専用施設を設置しております。生涯学習プラザ、市民文化会館、図書館、文教の杜ながい、古代の丘資料館、縄文そばの館、各コミュニティセンターについては、施設利用者に配慮した上で、屋外に喫煙場所を設置しております。

また、新しい新庁舎については、予定してる出入り口や通路の近くではなく、新庁舎の南側の自転車置き場付近に煙とにおいを高い割合で吸い取る脱臭装置を備えた煙が外に漏れない構造で、面積が6平方メートルの喫煙専用施設1棟を建設予定です。イメージ的には、川のみなと長井に設置してある喫煙所と同じものであります。

○平 進介議長 渋谷和志危機管理主幹。

○渋谷和志危機管理主幹 おはようございます。

浅野議員のご質問にお答えいたします。私に3点ご質問をいただきましたので、順次お答え申し上げます。

まず、1点目の災害対応の課題とハザードマップの配布についてでございます。

災害対応の課題につきましては、全体的なことは先ほど市長が申し上げましたので、私からは個別の事項について答弁いたします。

初めに、災害対策本部の運営面でございますが、やはり庁舎が幾つも分散している不便さを感じたところでございます。現在整備中の新庁舎では、各課が1つの庁舎に集まる上に、専用の会議室を整備する予定でございますので、機能面では大いに期待しているところでございます。

次に、災害対応の課題についてでございます。

1つ目は、災害予測につきまして、本市では、基幹雨量111ミリということで、雨量としては比較的少なかったのですが、大雨の峠を越えてから最上川上流の糠野目観測所、市内の小出観測所における水位が上昇し、一時氾濫危険水位を超えたため、対象地区に避難勧告を発令したところでございます。警報や土砂災害警戒情報などの気象情報だけでなく、河川の水位情報、巡視等からの報告を含めまして、総合的に災害予測や避難勧告を行う難しさを痛感したところでございます。

2つ目の避難所の運営につきましては、施設の職員の方々や一部の自主防災組織の方々からご協力をいただきまして、大変ありがとうございました。ただ、人手や物資が足りない状況が見られましたし、あとペットの受け入れということも初めてのことでございました。また、後日、各お世話になりました施設を訪問いたしまして、お話をお聞きしたところでは、避難所の合い鍵を市で持ってたほうがいいんじゃないかと。より早く避難所の解錠と準備に取りかかれるのではないかと。また、避難所でテレビを視聴できるといいのではというご意見も頂戴しておりますので、今後に向けて、できることから改善していかなければならないなというふう感じております。

3つ目に、避難の周知や誘導をお知らせする

手段といたしまして、防災ラジオによる放送と、昨年度整備いたしました屋外拡声装置による2つの方法で対応いたしました。市内一円に周知できるツールとしては威力を発揮できたのではないかと捉えております。

最後に、ハザードマップにつきましては、現在のものは100年に1回程度起こると想定される2日間の総雨量180ミリの大雨を想定した計画規模の洪水浸水想定区域図を反映したのですが、今回作成予定のものは、平成27年の改正水防法によりまして1,000年に1回程度起こるとされる2日間総雨量295ミリの大雨を想定した洪水浸水想定区域図を反映したものとなります。いつ起こるかかわからない大規模災害への注意を喚起するような内容とする予定です。

また、現在の折り畳みの地図形式ではなく、冊子にいたしまして、ハザードマップだけでなく、さまざまな防災に関する情報を盛り込むこととしまして、今年度中に作成して、市内の全戸、あと各事業所さんに配布する予定であります。

続きまして、自主防災組織との連携についてお答え申し上げます。

市から避難勧告等を発令した際には、自主防災組織に地区内の住民の皆様に対する情報伝達や避難の呼びかけのほか、要配慮者の避難誘導、住民の安否確認などを行っていただくようお願いしております。避難所の運営面でも、市、施設管理者と、あと自主防災組織の三者が連携や協力することが必要でございます。

多くの自主防災組織では防災訓練を実施いただいております。その中で避難訓練も取り入れていただいておりますが、今後は、それにプラスしまして、最寄りの避難所となる施設と連携した避難所訓練に発展していけるよう周知してまいりたいと考えております。

続きまして、環境対策などについて、指定避難所の停電対策についてでございます。

浅野議員もおわかりのとおり、現在、長井小学校の5台、あと各指定避難所に1台ずつ定格出力2.5キロボルトアンペア、いわゆる2,500ワットでございます。あと1.6ボルトアンペアの1,600ワットの2種類の発電機を配置しております。停電の際には、それらの発電機を使用することになります。また、学習プラザや観光交流センターでは、独自の非常用電源設備を完備しております。

各指定避難所には投光機も配備しておりますので、照明用として利用することになります。また、冬期間であれば暖房器具ですとか、テレビなどの設置を予定しております。

なお、大規模災害発生時には、さまざまな用途に電気を使用することになりますので、その際には災害協定を締結しております東北電力さんに要請いたしまして、電源供給をしていただくことしております。停電時の指定避難所設営における電力の確保につながるものと考えております。

さらに、市長からもございましたとおり、山形県LPガス協会との協定によりまして、プロパンガスによる発電機の提供も受けることができるということで、停電対策といたしまして、発電機の配備と、そういった事業所さんとの協定による提供の両面から電力の確保に当たってまいります。

○平 進介議長 答弁者の皆様に申し上げますが、答弁は簡潔にお願いいたします。

渡部和裕公共施設整備課長。

○渡部和裕公共施設整備課長 私のほうからは、新庁舎における環境対策と災害対応についてお答えいたします。

新庁舎の二酸化炭素を抑制する環境対策として、どのように反映されているかのご質問にお答えいたします。

このたびの新庁舎建設に当たりまして、主な環境対策としては、消費電力を抑えるため、1

階部分には年間を通して約15度程度の地下水熱を活用する地下水熱利用の床吹き出し式のヒートポンプ式冷暖房を採用しております。この方式は、地下水の熱だけを利用し、その地下水を地下に戻すことで再生可能エネルギーとして省エネ、二酸化炭素の削減効果により、環境に配慮したものとなっております。

この地下水の地中熱を利用したヒートポンプ式冷暖房システムは、化石燃料を用いたボイラーや通常の空気熱源ヒートポンプなどのシステムと比較しましても、大きな省エネ効果があるだけでなく、二酸化炭素の削減においても大きな効果が得られることが実証されております。今現在、重油ボイラーと比較いたしましても、50%程度の二酸化炭素の削減が見込めるとのことです。また、ランニングコストにつきましても、今現在あります46%程度の低減実績もあるとのことでございます。

ほかに、建物の冷暖房効果を高める消費電力を低減するために、熱が一番抜けやすいガラス部分等にはペアガラス等を採用しておりますし、断熱性能にすぐれた外断熱の構造として消費電力の低減を図る構造としております。照明等につきましてもLED、あとは人感センサーによりましてトイレ等、通常使用しない場合は消灯する消費電力の低減を図るものとしております。

次のご質問の災害対応として、非常用自家発電の設備について何日分の運転を予定した設備となっているかのご質問にお答えいたします。

災害時の事務に支障のない範囲の電力量340キロボルトアンペアの発電可能なディーゼル発電機1台を設置しております。軽油の貯蔵タンクは6,000リットル、約3日間の連続運転が可能となっております。また、運転可能日数を超えることが想定される場合には、山形県石油商業組合長井支部より優先的に燃料調達いただけるとご配慮をいただいているところです。

次に、ご質問のソーラーパネル、いわゆる太

陽光発電の発電量と蓄電池の容量についてお答えいたします。

冬期間の太陽光度等積雪による効率の悪さを考慮して、なるべく発電効率を高めるよう南壁面にソーラーパネル64枚を設置いたします。発電量は14.5キロワットとなっております。この容量は、災害時には必要な非常照明、一部の非常用コンセントを賄う程度の発電量であるということです。

防災拠点でありますので、災害時供給負荷電力を十分に考慮いたしまして、非常用発電装置は主にディーゼル発電機として太陽光発電装置は、その補助発電装置と考えております。

また、蓄電池の容量についてですが、二酸化炭素抑制のために蓄電池設置も検討はいたしましたが、防災拠点としての機能維持に必要な容量が非常に少ないこと、あと設置費用が約2,000万円と高いこと、あとは数年ごとに更新が必要であることから、今回は蓄電池の設置については見送ったところでございます。

○平 進介議長 蒲生浩美上下水道課長。

○蒲生浩美上下水道課長 停電時における水道供給対策についてお答え申し上げます。

浄水場、ポンプ場等の各水道施設におきましては、非常用自家発電設備を準備してございまして、停電時は自家発電に切りかわることにより、市内全域に断水することなく水道水を供給する体制を整えているところでございますが、燃料タンクの容量が約3日分であり、長期にわたって停電で続く場合には、先ほど公共施設整備課長がお答え申し上げましたように、山形県石油商業組合長井支部から優先的に燃料も供給を受けながら運転を継続していくこととしているところでございます。

河川が氾濫した場合でございますが、森ポンプ場、時庭中継ポンプ場、金井神ポンプ場の3施設がハザードマップ上の浸水想定区域内にありますことから、浸水により電気系統が損傷し

た場合には、停電、断水となるおそれがあります。浸水想定が50センチ未満の森ポンプ場及び時庭中継ポンプ場につきましては、電気系統の移設やかさ上げなどの浸水対策を予定しているところでございます。

しかし、金井神ポンプ場につきましては、最大3メートルの浸水想定となっていることから、有効な対策につきまして今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○平 進介議長 佐原勝博建設課長。

○佐原勝博建設課長 私からは、2の市営住宅の課題につきまして、まず最初に、(1)入居者の実態について、①入居者の資格と入居者選考について。市営住宅には具体的にどのような方が入居できるのか。複数の方が申し込まれた場合の入居者の選考方法、選考では主にどのような方が入居されるのかというご質問にお答えいたします。

市営住宅の入居要件につきましては、長井市営住宅管理条例第6条に規定されておりますとおり、住宅に困窮されている低所得者向けに賃貸する住宅でございます。また、公募により、1つの部屋に対し、複数人からの応募があった場合につきましては、管理条例施行規則第5条に規定されております入居者選考委員会にて入居者が決定されているところでございます。

入居者選考における優遇対象世帯といたしましては、母子世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、多子世帯を指定しているところでございます。これまでの選考委員会では、母子世帯で優遇入居された方は一番多く、次いで収入面で決定されたケースが多い状況でございます。

続きまして、②家賃の実態や減免などについて。具体的な家賃の額、どのような方が減免や徴収猶予の対象となっているのか、お答えいたします。

市営住宅の家賃につきましては、団地により異なるところでございますが、現在、月額

3,300円から月額4万8,400円までの間で収入認定額に応じて団地ごとに4段階に分けて設定しているところでございます。

減免につきましては、過去5年間では、平成27年度に所得を有しておりました同居者の移動に伴う収入の減少より、減免が2件ございました。また、平成28年度には、同居者死亡または病気療養による収入減少による減免が合わせて3件あったところでございます。

徴収猶予につきましては、過去5年間において実績はございませんでした。納付が困難と申し出があった際には、納付相談を実施し、分納等にて対応しているところでございます。

続きまして、(2)政策空家につきまして、①政策空家の実態について、政策空家の建築年次と政策空家指定後の年数、入居戸数及びどのような方が入居されているのか、政策空家により退居された住宅で、解体された団地と解体後の跡地利用についてお答えいたします。

萩団地、新谷地橋団地、清水団地の3団地につきましては、平成7年度策定の長井市営住宅再生マスタープランにて、政策空家と指定されているところでございます。指定後23年が経過しております。

各団地の11月末日時点での入居状況といたしましては、新谷地橋団地は、昭和40年に建築され、現在は高齢者、単身世帯を中心に7戸、12名の方が入居されております。清水団地につきましては、昭和41年と43年に各1棟が建築され、現在は高齢世帯3戸、4名が入居されております。萩団地は、昭和45年と46年に3戸ずつが建築され、現在は8戸、18名の方が入居されているところでございます。また、下河原団地につきましては、昭和51年に建築され、平成24年に策定されました長井市市営住宅等長寿命化計画により、政策空家として扱われているところでございます。現在は9戸、19名の方が入居されております。

これまでに解体された政策空家といたしましては、清水団地2棟、下川原団地1棟でございます。跡地につきましては、特定の用途には供されておりません、市の財産として維持管理を行っているところでございます。

続きまして、②政策空家の解消について、これまでの改修事業の実績と今後の改修計画につきましてお答えいたします。

市営住宅の改修につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用しながら、市営住宅等長寿命化計画に基づき、順次実施しているところでございます。

平成27年度から今年度まで、中道南団地、今泉団地、貝崎団地の合計3団地、5棟を改修し、建物の屋根、外壁修繕や室内につきましては、給湯設備や浴槽のユニット化、シャワーつき便座などを整備しているところでございます。

今後の予定としましては、萩団地の2棟を予定しているところでございます。

○平 進介議長 7番、浅野敏明議員。

○7番 浅野敏明議員 丁寧な答弁ありがとうございました。これで質問を終わります。ありがとうございました。

勝見英一朗議員の質問

○平 進介議長 次に、順位2番、議席番号2番、勝見英一朗議員。

(2番勝見英一朗議員登壇)

○2番 勝見英一朗議員 政新長井の勝見です。最初に、さきの台風19号により被害や影響を受けられました皆様にお見舞い申し上げます。

また、避難行動でお世話されました地区の役員の皆様、ボランティアあるいは消防の方々などに、そのご努力に敬意を表したいと思います。

私も当日、カップとかスコップを積み込んで

対策本部に参りましたが、消防団の方々の組織立った活動の前では、ほとんどお役に立ちませんでした。災害対応に当たられました消防団の姿に頼もしさと憧れを感じたところです。

豪雨災害予防としての河川の支障木の伐採やしゅんせつ、内水害対策、そして避難行動に係るハザードマップや避難所指定の見直しなど、今回の質問では私からは触れませんが、危険性、緊迫性を踏まえて、順序よく、かつ迅速に対処しなければならないことと考えております。

では、一般質問に入ります。項目は3点です。1つ目は、教育、子育てに関し、学校外の施設との連携に関する事、2つ目は、障がいのある人たちの自立に関する事、3つ目は、いじめに関する事です。

まず1つ目の項目、学校外の施設との連携に関してです。

放課後になれば、子供たちは家庭に帰る場合を除いて、学童クラブや塾あるいはスポーツクラブ等に向かい、そこで一定の時間を過ごします。そして、学校とは違う雰囲気の中で、学校とは違った顔を見せることがあります。この子供たちが見せる表情や行動こそ教育の大切な情報であろうと思います。その表情や行動に間近で接しているのが学童クラブや塾やスポーツクラブの方々です。

そこで、教育長に質問いたします。コミュニティ・スクールとして設置されている各学校の学校運営協議会あるいは地域学校協働本部の構成員に学童クラブ支援員あるいは塾経営者あるいは福祉施設経営者などを加えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

そうすることによって、宿題のあり方、部活動のあり方、教員の勤務のあり方、地域の人的・物的資源の発掘などに新たな視点を加えることができると思いますし、また本市として育てたい子供像や育成方針を子供にかかわる多くの方々に共有していただくことができるように